

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日)
の翌日

目 次

◇ 条 例

- 鳥取県地方港湾審議会条例
- 鳥取県防災会議条例の一部を改正する条例
- 鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例
- 交通遺児手当助成条例の一部を改正する条例
- 鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例
- 敬老年金助成条例の一部を改正する条例
- 鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県宮住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 県立学校授業料徴収条例の一部を改正する条例
- 鳥取県文化財保護条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県地方港湾審議会条例をここに公布する。

昭和四十九年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十六号

鳥取県地方港湾審議会条例

(設置)

第一条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十五条の二の規定に基づき、県が管理する地方港湾に関する重要事項を調査審議させるため、鳥取県地方港湾審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十三人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第三条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 県議會議員
 - 二 関係市町村の長を代表する者
 - 三 学識経験者
 - 四 港湾関係者
 - 五 関係行政機関の職員
 - 六 県の職員
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第四条 臨時委員は、知事が任命する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に、会長及び副会長それぞれ一人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第七条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員及び臨時委員を補佐する。

(雑則)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、

審議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十七号

鳥取県防災会議条例の一部を改正する条例

鳥取県防災会議条例(昭和三十七年十月鳥取県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「八人」を「十人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十八号

鳥取県消防顕彰金条例の一部を改正する条例

鳥取県消防顕彰金条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百万円以上三百万円以下」を「二百五十万円以上一千万円以下」に改め、同条第三項中「四十万円以上三百万円以下」を「百万円以上八百五十万円以下」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する。

昭和四十九年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十九号

交通遺児手当助成条例の一部を改正する条例

交通遺児手当助成条例(昭和四十七年三月鳥取県条例第五号)の一部を次のように改正する。

題名中「交通遺児」を「災害遺児」に改める。

第一条中「交通遺児」を「災害遺児」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二条中「交通遺児」を「災害遺児」に、「交通事故(道路交通法(昭

和三十五年法律第五号)第七十二条第一項に規定する交通事故をいう以下同じ。)を「天災又は交通事故、海難その他の事故(以下「災害」という。)」に、「交通事故により」を「災害により」に改める。

第三条中「交通遺児」を「災害遺児」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十九年十月一日から施行する。

昭和四十九年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例(昭和四十八年七月鳥取県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「(以下「扶養義務者」という。)」を削る。

別表第一号を次のように改める。

一 七十歳以上の者

別表第三号を次のように改める。

三 国民年金法(昭和三十四年法律第一百四十一号)別表に定める程度の廃疾の状態にある者で六十五歳以上のもの

別表中第五号を第六号とし、同表第四号中「で、その者及びその者の配

偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年又は前年の所得が規則で定める額以下のものを削り、同号を同表第五号とし、同表第三号の次に次の一号を加える。

四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者で六十五歳未満のもの

附 則

この条例は、昭和四十九年十月一日から施行する。

敬老年金助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十一号

敬老年金助成条例の一部を改正する条例

敬老年金助成条例（昭和四十七年三月鳥取県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「七十歳以上の者」を「次に掲げる者」に改め、同条に次の二号を加える。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による障害福祉年金、

母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齡福祉年金（以下「福祉年金」という。）の受給権者のうち、七十歳以上の者

二 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第九十二号）附則第二十一条第一項の規定による老齡特別給付金の受給権者
第三条中「（昭和三十四年法律第四百十一号）」を削り、「第七十九条の二第六項において準用する同法第六十六条第二項の規定により老齡福祉年金」を「第六十五条第三項ただし書又は第六十六条第二項（同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。）若しくは第四項の規定により福祉年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十一条第四項の規定により国民年金法による老齡福祉年金とみなされる老齡特別給付金を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十九年一月一日から適用する。

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十二号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例

第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三の表中

四人室

一床一日につき七十円

を削る。

附 則

この条例は、昭和四十九年七月一日から施行する。

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十三号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「老人又は身体障害者で知事が定める要件を備えているもの及び」を「六十歳以上の者でその者と現に同居し、又は同居しようとする親族が知事が定める要件に該当する者であるもの、心身障害者で知事が定める要件に該当するもの(以下「心身障害者」という。)及び現に同居し、又は同居しようとする親族に心身障害者がいる者並びに」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県立学校授業料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十四号

県立学校授業料徴収条例の一部を改正する条例

県立学校授業料徴収条例(昭和二十二年十二月鳥取県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 県立高等学校(通信制の課程を除く。)及び県立幼稚園においては、この条例の定めるところにより、授業料を徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、県立養護学校の幼稚部及び高等部の設置の日から適用する。

鳥取県文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和四十九年六月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十五号

鳥取県文化財保護条例の一部を改正する条例

鳥取県文化財保護条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「十五人以内」を「二十人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】